

生ごみ処理機の補助金制度が変わりました!!

市では生ごみ処理容器(コンポスト)や処理機を購入する世帯に補助金を出して、
ごみの減量化に取り組んでいます。

この制度が平成27年4月以降購入分から次のとおり変わり、
2回目以降も利用できるようになりました。



平成27年4月から

- ◆初回利用時
補助率1/2 上限2万5千円
- ◆2回目以降の利用時※
補助率1/2 上限2万円

※前回利用後5年以上経過した後、翌年度から利用可能

※平成27年度は、前回の利用が平成21年度以前であればOK

より多くの世帯にご利用いただき、
生ごみの減量化を
進めていきましょう!!

なお、補助金の交付要件は、次のとおりです。

- 市内に住所を有する方。
- 市内の販売店から購入する方。
- 市が実施する処理機等の使用に関する調査に協力できる方。
- 市の税金・料金に未納のない方。
- 購入した年度内に申請する方。

1回の交付につき、生ごみ処理容器は2基まで、
処理機は1基までが対象となります。



お問い合わせは…

生活環境課環境衛生係

電話78-4111 (内線2213・2214・2215)まで

裏面もご覧ください

